

第3章

焼津未来共創プラン2018



第1節 焼津未来共創プラン2018 について

「焼津未来共創プラン2018(以下「プラン」という。)」は、将来都市像を実現するための基本計画として策定し、まちづくりの基本方向を示す政策と、それを具体化するための施策を体系的に示すとともに、施策が目指す姿(状態)や課題、取組方針などをまとめたものです。

第2節 政策

将来都市像を実現するため、4つの政策を掲げます。

1 子どもがいきいきと輝きみんな教育・子育てを支えるまちづくり

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、いきいきと成長することができるよう、遊びや、自然、科学などの体験、地域社会との関わりの中から、未来を切り拓く力を自らつけることができる環境づくりを進めます。

子どもたちの学力や、運動・食事などの正しい生活習慣を身につける教育を推進するとともに、その環境の充実を図ります。

若い世代の家庭を持つ希望や、子どもを産み育てたい希望をかなえるため、結婚、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない子育て支援の推進に取り組みます。

市民一人ひとりが生涯を通じた学習に取り組むとともに、家庭、学校、企業、NPO、地域及び行政が相互に連携・協力しながら、少子・高齢化や人権教育、青少年健全育成などの社会的な課題に対応した学習等を推進し、家庭や地域において育てる力の再構築に取り組みます。

2 共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり

市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、疾病予防などのライフステージ^{*}に応じた健康づくりの推進、適切な医療サービスが受けられる地域医療体制の充実を図り、誰もが住み慣れた家庭や地域で互いに支え合い、健康で幸せに暮らせることができるまちづくりに取り組みます。

3 産業の発展と交流でにぎわうまちづくり

基幹産業である水産業をはじめ、農業、商工業のさらなる成長に向けた支援や、地域資源などを活かした創業支援、若者や女性、シニアなど様々な人々の活躍を応援し、働く環境や仕事づくりを進めます。

焼津漁港や大井川港、焼津駅や西焼津駅、東名焼津ICや大井川焼津藤枝スマートICなどの玄関口を活かし、新たな交流拠点の整備や企業誘致を推進するとともに、本市の様々な産業や歴史・伝統・食文化、スポーツなどの多彩な地域資源を磨き上げ、焼津イチオシのブランドを創造し、これらを市内外、広くは世界へ情報発信することで、雇用の創出と観光客などの交流人口の増大を図ります。



4 暮らしやすく安全で安心なまちづくり

地震や集中豪雨等の自然災害に対する防災・減災対策の推進とともに、防犯や交通安全などの日常生活における対策を推進し、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

暮らしの利便性や地域経済活動の発展に向け、市民の日常生活を支える道路、橋梁、水道施設などの都市基盤を適切に維持するとともに、利用者需要や地域ニーズに対応した公共交通サービスの提供を推進します。

また、地球温暖化や生物多様性の減退などの環境問題への対応として、低炭素社会や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生に努めます。

第3節 プランを推進するための基本項目

次の項目を基本にプランを推進します。

1 平和を願い、人権を尊重し、市民協働を推進

- 平和を願い、全ての人の基本的人権を尊重します。
- 共に支え合う社会を築くため、男女共同参画やユニバーサルデザイン、多文化共生^{*}などに取り組みます。
- 市民活動の様々な分野において、市民、事業者及び市がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携する「協働によるまちづくり」を推進します。

2 効率的な行政経営の推進

- 総合計画を着実に実現していくため、行政評価(PDCA)により、施策と事務事業の進行管理を行うとともに、計画と予算が連動する行政経営を推進します。
- 健全な財政の維持に努めるため、歳出事業の緊急度、優先度を検討するとともに、市税の収納率の向上、受益と負担の適正化など自主財源の確保に取り組みます。
- 公共施設の総量の管理・運営費用の合理化・サービス向上の観点から、公共施設マネジメントを推進します。
- 経費の削減や市民サービスの向上が図られるものについて、資金やノウハウなど、民間活力のさらなる活用を推進します。
- 人口減少、少子・高齢化に対応し、地域課題の解決や地域経済の成長に寄与するため、ICT(情報通信技術)を活用した効率的な行政運営を進めます。
- 周辺市町と各種業務、都市機能などの連携を図り、広域行政の強化を進めることにより、効率的で高度な行政運営を図ります。
- 市民目線で考え、行動できる職員を育成します。
- 多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するための組織づくりを行います。

3 情報の共有化・情報発信の充実

- 市民との情報の共有化を進めるため、市政情報の積極的な発信と分かりやすい広報活動に取り組みます。また、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映するなど、広報と広聴の連携を図ります。
- 定住・移住人口の増大、観光客などによる交流人口の増大、多彩な地域資源の魅力の発信及び企業誘致による雇用の創出を図るため、市内外に向け最新の情報ツールを活用したシティセールスを推進します。

第4節 プランの体系

第6次焼津市総合計画の体系



第5節 施策

1 施策の構成

区分	内容
施策が目指す姿（状態）	施策が目指す理想の姿（状態）を「対象」「目指す姿（状態）」で示しています。
現状と課題	施策の「現状」と「課題」を示しています。
施策の方針	課題を解決していくための取組の方向性を示しています。
基本事業	施策の目的を実現するための手段となる基本事業を示しています。
成果指標（KPI）	施策が目指す姿（状態）の達成度を測定する主な指標を示しています。
役割分担	市民（事業者）に期待する役割、行政が果たすべき役割を示しています。
関連する個別計画	施策に関連する計画を示しています。



2 施策の内容

政策1 子どもがいいきと輝きみんなで教育・子育てを支えるまちづくり

[1] 子ども・子育て支援の充実



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
子ども	健やかに育つことができる
子育て世代	安心して産み育てることができる

現状と課題

- 現状**
- 人口1,000人当たりの普通出生率については、近年低下傾向にあります。
 - 希望する子どもの数を産めない世帯が多くあり、アンケート調査などによると、「経済的に余裕がない」という回答が多くを占めています。
 - 子育てに関する悩みや不安が複雑かつ多様化しています。
 - 核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育を必要とする世帯は年々増加しています。
 - 育児、仕事に追われ子どもと過ごす時間を取れなくなっています。
 - 子どもたちが自由かつ安全・安心に遊べる場や、異年齢の子どもたちと交流する場が減り、遊びや体験から考え、学ぶ機会が減少しています。
 - 地域とのつながりの希薄化や核家族化により、親が身近な人から子育てを学んだり、助け合ったりする機会などが減少しています。
 - 経済的負担の軽減など積極的な子育て支援策の展開を図っていますが、これらの情報が、必要としている人に十分行き届いていない状況があります。
- 課題**
- 経済的負担の軽減など、希望する子どもの数を産める環境づくり
 - 子育てに関する悩みの解消
 - 乳幼児教育や保育について、受け皿の確保と質の向上
 - 子どもたちが自由かつ安全・安心に遊べる場や、異年齢の子どもたちと交流できる場の創出
 - 家庭や地域全体の教育力の向上
 - 子育てに関する情報提供の充実

施策の方針

- 子育てにおける経済的な負担の軽減策を推進するなど、結婚や妊娠を望む人の希望がかなえられる環境づくりを進め出生率の向上を図ります。
- 子育てへの悩みや不安を解消するため、子育て支援と母子保健が連携し、子育てに関する相談体制を強化し、安心して子どもを育てられる環境を整えます。
- 保育を必要としている世帯に受け皿を確保し、質の高いサービスを提供します。
- 子どもたちが安全・安心に楽しめる遊び場の確保を図るとともに、異年齢の子どもたちが楽しく交流できる環境づくりに取り組みます。
- 家庭の教育力向上に向けた事業を推進するとともに、保育施設・学校・家庭・地域の連携を密にし、地域で見守る体制づくりを図るなど、地域全体の教育力の向上に取り組みます。
- 子育てに関する情報について、わかりやすく効果的な広報活動に取り組みます。

基本事業

基本事業名	主な内容
経済的負担の軽減策の推進	子ども医療費助成、多子世帯保育料軽減、保育料補助、認可外保育施設利用者補助、不妊・不育症治療費助成など
各種子育て支援策の推進	地域子育て拠点施設運営、ファミリーサポートセンター [※] 事業、病児・病後児保育、こんにちは赤ちゃん訪問 [※] 、ママ応援団など
子育てに関する相談体制の充実	こども相談センターや青少年教育相談センターの運営など
待機児童対策の推進	小規模保育事業の推進、企業主導型保育事業の促進など
保育者の資質の向上	乳幼児教育推進会議研修事業など
子どもたちが安心して楽しめる遊び場の確保	ターントクルこども館やターントクルとまとびあの整備・運営など
家庭での教育力の向上	家庭教育学級の開催、子育てグループへの支援
情報提供の充実	子育て応援サイトの運営、広報紙やSNSを利用した情報提供など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
認可保育所(0～5歳)及び小規模保育事業所(0～2歳)の定員数 <4月1日現在>	1,640人	1,870人
安心して産み育てることができると思っている人の割合	58.8%	67.0%

役割分担

- 市民**
- 【保護者】
- 子育ての第一の責任者として、子どもに様々な経験や学習の機会を与えるなど、心豊かにたくましく、健やかに育つ環境づくりに努めます。
 - 家庭において、基本的な生活習慣を子どもに身につけさせ、自立とともに他人を思いやる心を育成します。
- 【地域】
- 子どもたちへの目配り、声掛けを通して、相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる地域づくりを行います。
- 行政**
- 保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら、子育てが楽しめるような環境づくりに努めます。
 - 利用者の意見を聞き、ニーズに合った子どもの遊びの環境を整えます。
 - 市民や団体などに対し、家庭教育の向上や学習活動を行うことを奨励するとともに、子どもを社会全体で健やかに育む施策を実施するため、必要な情報発信や財政上の支援を講じます。

関連する個別計画

- ・焼津市子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)



[2] 学校教育の充実



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
市内小・中学校の児童・生徒	学力・体力を身につけ、豊かな心をもつことができる

現状と課題

- 現状**
- 「授業の内容がよくわかる。」と感じる児童・生徒が増加しており、県と概ね同等な水準にあります。(市：82.0% 2012年度(平成24年度)→82.6% 2016年度(平成28年度) 県：81.8% 2016年度(平成28年度))
 - 「自分にはよいところがある。」と感じる児童・生徒が増加しており、県よりも高い水準にあります。(市：76.0% 2012年度(平成24年度)→76.9% 2016年度(平成28年度) 県：73.1% 2016年度(平成28年度))
 - 学校教育において、児童・生徒が自分たちで考え決めることを身につける時間が不足しています。
 - 一定以上の基礎体力のある中学生の割合が増加しています。(86.4% 2012年度(平成24年度)→89.4% 2016年度(平成28年度))
 - これまで過半数を占めていた50代のベテランの教職員が減り、中堅は少なく、若手が増えてきています。
 - 学習環境等に対する要望が増えていきます。

- 課題**
- 児童・生徒の学びの実感につながる教職員の授業改善意識のさらなる向上
 - 情操教育^{*}や生徒指導体制・相談体制及び児童・生徒の自立心を育てる指導体制の充実
 - 小・中学生の基礎体力のさらなる向上
 - 教職員の資質能力の向上のための取組の充実
 - 児童・生徒が安全に気持ちよく学習・生活できる環境の整備

施策の方針

- 児童・生徒が「わかった!」「できた!」を実感し、学力を身につけることができるように、授業に対する姿や表れから、授業改善の取組を検証し、さらなる授業改善を進めます。
- 児童・生徒が自分のよさを実感し、豊かな心をもつことができるように、情操教育や生徒指導体制・相談体制の充実を図ります。
- 子どもが主体的に体を動かしながら運動に親しみ、運動が好きになるような取組を授業や行事の中で進めます。
- 学校力を高め、児童・生徒一人ひとりの生きる力が育つ学校づくりのために、教育センターを活用して、教職経験年数や職務に応じた各種研修会の実施など、教職員の資質向上に向けた支援を行います。
- 安全・安心な学習しやすい環境を維持・確保するため、学校の施設・設備や学校給食施設の充実を図ります。

基本事業

基本事業名	主な内容
基礎学力の定着	学校訪問、研究指定、教育センター(学習支援事業、授業支援事業、小学校英語科支援事業)
豊かな心の育成	情操教育の充実、学校司書の全校配置、支援員・低学年サポーター・SSW [*] ・SC [*] ・心の教室相談員の配置
基礎体力の定着	体育授業の充実、各種健康診断の実施、部活動指導者等の多様な人材の確保
教職員の資質の向上	教育センター(教師力強化事業)、各種研修会の実施、外国人支援員等の多様な人材の確保
学びやすい環境づくり	学校の施設・設備の修繕・改修、学校給食施設の整備

成果指標

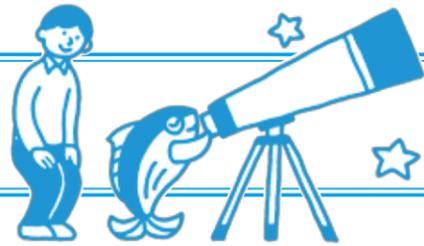
指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
授業内容を理解する小・中学生の割合	82.6%	83.6%
自己肯定感をもつ小・中学生の割合	76.9%	77.0%

役割分担

- 市民**
- 【市民】
- 家庭において、子どもの発達段階に応じた望ましい生活・学習習慣を身につけさせます。
- 【地域】
- 「読み聞かせ」や学習ボランティア等、趣味や特技を学校での教育活動に活かし支援します。また、「職場体験学習」や「地域見学・探訪」等で学校から外に出てくる子どもたちの学習活動を支援します。さらに、「子ども見守り隊^{*}」等の活動により、安全・安心な学校づくりへの支援を行います。
- 行政**
- 小・中学校の施設・設備の充実を通して、安全・安心な学習環境を確保・維持します。
 - 新学習指導要領への対応等を含め、教材教具、備品等の整備を通じて、質の高い学習環境を確保・維持します。
 - 学校・子どもが必要とする支援員の配置など、個に応じた指導・支援を進める上での人的な支援を行います。
 - 生涯にわたって自分の健康を保持増進しようという意識を高める食育指導を進めるとともに、安全で栄養的にも優れた魅力ある学校給食を提供します。
 - 教員の配置と、指導力の向上につながる研修を適切に実施するよう国や県に働きかけます。



[3] 生涯学習の推進



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民	自らが学び、社会に活かすことができる

現状と課題

- 現状**

 - 各公民館とも年間50を超える講座を開催していますが、学んだ成果を社会のために活用できている人の割合が低く、また、若者の参加が少ない状況にあります。（習得した知識等を社会に還元している市民の割合：44.5% 2016年度（平成28年度））
 - 天文科学館、図書館などは、市内外からの利用が増加しています。
 - 少子化などの社会情勢の変化や住民ニーズの多様化などにより、学習拠点である公民館、天文科学館、図書館に新たな機能が求められています。
 - スマートフォン等の普及が進む中、ネット情報などの扱いや理解不足によるネット上のトラブルが発生しています。青少年のモラルアップ、非行防止のための環境整備が求められています。

課題

 - 誰でも学べる学習機会の提供
 - 科学や図書に親しむ機会の充実
 - 生涯学習施設の整備・改修
 - 声かけ運動や相談業務の充実など、地域で見守る体制づくりの強化

施策の方針

- 誰でも学べる学習機会を提供するとともに、地域と密着した実践活動を推進します。併せて高齢者の生きがいづくりや、居場所づくりに寄与します。
- 天文科学館や図書館において、誰もが学習できる環境づくりに取り組みます。
- 学習拠点として生涯学習施設の整備を推進します。
- 青少年の健やかな成長・発達を促すため、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体の教育力の向上を促進します。



基本事業

基本事業名	主な内容
公民館講座の充実	成人講座・女性講座等の開催、自主講座の開催、公民館運営審議会の開催など
生涯学習施設の充実	公民館・天文科学館・図書館の整備・改修及び機器の更新など
地域での教育力の向上	成人式の開催、青少年教育相談センターの運営、明るい街づくり市民大会の開催など
天文科学館・図書館の充実	天文・科学体験型事業及び学校・地域連携事業の充実、市民参画型事業の実施、図書館講座・おはなし会・ブックスタート [*] 事業の開催、レファレンス業務 [*] の充実など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
各種講座の参加者数（市内9公民館の利用者数）	488,421人	508,600人
天文科学館・図書館の利用者数	473,951人	498,100人

役割分担

- 市民**

 - 自らの教養を高めるための学習活動を行うとともに、その成果を地域活動などに活用します。

【市民】

 - 自らの教養を高めるための学習活動を行うとともに、その成果を地域活動などに活用します。
- 行政**

 - 市民や団体などに対し、学習活動を行うことを奨励し、学習機会や情報の提供、環境整備（生涯学習施設の整備など）を行います。
 - 世代間を超えた交流機会を創出します。併せて人材育成を行います。また、地域課題解決に寄与します。
 - 広域での環境整備については、国や県に働きかけます。

【地域】

 - コミュニティ活動を通じて、地域の課題解決に努めます。

関連する個別計画

- ・焼津市子ども読書活動推進計画（子どもの読書活動の推進に関する法律）

政策2 共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり

[1] 健康で生きがいのあるくらしの実現



施策が目指す姿(状態)

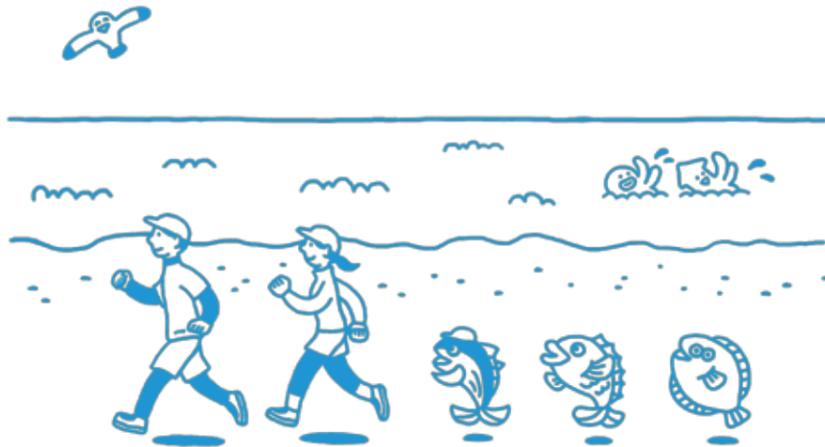
対象	目指す姿(状態)
市民	心身ともに健康に暮らしている

現状と課題

- 現状**
- 生活習慣の乱れが原因で起こる高血圧症と糖尿病の疾病患者が、県平均を上回っている状況にあります。
(2014年度(平成26年度) 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書(県平均を100)、高血圧症有病者率:男103.5女106.4、糖尿病有病者率:男107.8、女123.2)
 - 健康づくりに積極的に取り組んでいない市民の割合が40%(市民意識調査)となっています。
 - 特定健診・がん検診受診率が他市に比べて低い状況にあります。
 - 年齢を重ねても社会でいきいきと活動し、また、いきいきと暮らせる社会を目指すことが求められています。
- 課題**
- 自ら健康づくりに取り組む意識の醸成
 - 健(検)診受診率向上の体制整備
 - 生きがいづくりによる心身の健康増進

施策の方針

- 自らの心身の健康づくりを主体的にできるように、「運動の推進」や「食生活の改善」等について、地域や関係団体と連携し、体制づくりを進めます。
- ライフステージに応じた健康の保持と向上を図るため、自分自身の健康状態を把握し、常にチェックできるように、健(検)診が受けやすい環境の整備を進めます。
- 健康でいきいきと暮らすことができるように、健康づくりと生きがいづくりを啓発するとともに、社会参加への機会・情報の提供、メディカルや余暇活動などの幅広い健康増進機能が形成できるよう進めます。



基本事業

基本事業名	主な内容
健康づくりや疾病予防の普及・啓発	啓発活動、健康相談・健康講座や訪問保健指導の実施、予防接種の実施など
食育の推進	啓発活動、セミナーの開催など
ライフステージに応じた疾病予防・重症化予防対策の充実	ライフステージに応じた健(検)診・健康相談、健康教室、人間ドック等に対する助成など
健康増進機能の整備	健康ゾーンの整備など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
健康づくりの事業への参加者数(市主催)	70,018人	77,000人
生活習慣病による死亡者数(75歳未満)	311人 (2015年度 平成27年度)	280人

役割分担

- 市民**
- 各種健(検)診を受診することで自らの健康状態を知るとともに、受診結果をもとに、必要に応じて早期治療を実践します。
 - 乳幼児期から食事や運動などの生活習慣に配慮し、健康づくりに努めます。
 - 焼津らしい食育として、地元の水産物や農産物を積極的に取り入れたバランスの良い食生活を心掛けます。
- 行政**
- 健康づくりのための啓発を行います。
 - 健康教育、健康相談、訪問相談(指導)などを実施します。
 - 自分自身の身体の状態を知ってもらうため、受診しやすい健(検)診を実施します。

関連する個別計画

- ・やいづ健康・食育プラン(健康増進法、食育基本法)
- ・焼津市国民健康保険データヘルス計画(国民健康保険法)





[2] 地域医療体制の充実



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民	必要な時に医療を受けることができる

現状と課題

- | 現状 | 課題 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 複雑化する医療・福祉サービスの提供体制のなかで、業務の分担・連携が必要となっています。 ● 市立病院は地域の基幹病院として、高度医療の提供や、地域医療の拠点としての役割を果たすことが求められています。 ● 在宅介護の需要が増加するとともに、在宅医療の必要性が求められています。 ● 休日・夜間における救急医療体制は、休日当番医や救急医療センターにより、市民が安心して受診できるよう一定の水準を確保しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院の施設・設備の更新 ● 市立病院の人材の確保 ● 各病院の機能分担と連携体制の強化 ● 在宅医療の提供体制の確保 ● 志太榛原圏域における救急医療体制の充実 |

施策の方針

- 市立病院の施設の更新を進めます。
- 市立病院の人材の確保に努めます。
- 志太榛原二次保健医療圏^{*}内の各病院の特色を活かした役割分担により、地域全体で良質な医療を安心して受けられるよう体制づくりを進めます。
- 在宅医療と介護の連携を推進します。
- 休日夜間においても、市民が安心して必要な医療を受けることができるよう、地域の医療機関と連携し、引き続き救急医療体制の充実を図ります。



基本事業

基本事業名	主な内容
市立病院の充実	新病院の建設、人材の確保、病診・病病連携 [*] の推進
在宅医療と介護連携の推進	関係各機関による連携の仕組みづくり
救急医療体制の充実	初期救急医療 [*] 体制の充実、二次救急医療 [*] 体制の充実
医療保険の確保	医療保険制度の維持

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
かかりつけ医を持っている市民の割合	70.2 %	75.0 %
焼津市の医療体制が整っていると思っている人の割合	53.9 % (2014年度 平成26年度)	58.0 %

役割分担

- | 市民 | 行政 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 病気の早期発見・早期治療に努めます。 ● 皆で地域医療を守るために、モラルを持った救急車の利用や救急受診を心掛けます。 ● かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院は健全な経営を維持し、地域の基幹病院として、高度医療の提供や、地域医療の拠点としての役割を果たします。 ● 在宅医療と介護の連携を推進します。 ● 市民が安心して救急医療体制の充実を図ります。 ● 県と連携し、志太榛原二次保健医療圏の医療体制を充実します。 ● 国や県と連携し、医療保険制度を維持します。 |





[3] 共生社会の実現に向けた福祉の充実



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
支援を必要とする人*及び市民	支え合い共に暮らす

*高齢者、障害者、生活困窮者などで、生活上のなんらかの支援や介助を必要とする人のこと。

現状と課題

- 現状**
- 高齢化の進行とともに、要介護、認知症など支援を必要とする高齢者が増加している一方で、介護従事者の定着率が低く、その人手不足が生じています。
 - 知的・精神障害者の保護者の高齢化や中高年になってから発覚する知的・精神障害者が増えている一方で、一部サービスの提供施設（短期入所・グループホーム・重症心身障害児者の生活介護施設）が不足しています。
 - 高齢者の独居、高齢者のみ世帯や傷病者・障害者などが増えており、保護等を必要とする生活困窮者が増加しています。
 - 社会の変化の中で近所付き合いなどが希薄化し、お互いに支え合う力が不足しています。
 - 障害者等の支援が必要な人と市民の相互理解のための学習機会や交流の場が不足しています。

- 課題**
- 地域包括ケアシステム*の構築
 - ・高齢者が安心して地域で生活できる体制づくり
 - ・支援が必要な人を支える地域住民の体制づくり
 - 介護従事者の定着率の向上
 - 自立が困難な障害者が安心して暮らすための支援
 - 障害者の経済的な自立支援
 - 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - 障害福祉サービス事業所の確保
 - 生活保護世帯等の自立支援・支援の充実
 - 障害者等の支援が必要な人と市民の相互の理解の促進

施策の方針

- 介護が必要な状態になっても、地域で安心して生活を送ることができるように、地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 介護従事者の労働環境の改善支援や相談体制の構築を進めます。
- 自立が困難な障害者への総合的な支援を行います。
- 一般就労した障害者のサポートの仕組みを構築します。
- 障害者の収入の増加に結び付くような商品開発や販売ルートの支援による商品の優先調達を推進します。
- 障害福祉サービスを提供する施設を確保するため、市による施設開設・運営支援を検討します。
- 生活困窮世帯・生活保護世帯への自立支援相談・住居確保・一時生活支援・家計相談及び就労支援等に取り組めます。
- 障害の有無や生活の程度等に関係なく、地域住民の互助の仕組みを再構築するとともに、共生社会実現のための学習機会や交流の場を創出します。

基本事業

基本事業名	主な内容
地域包括ケアシステムの構築	在宅医療と介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備など
障害者への自立支援	自立支援給付、自立支援医療、重症心身障害児者・精神障害者への医療費助成や特別障害者手当、援護金等手当の支給など
経済的困窮者への自立支援	生活保護事業、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、家計相談支援事業など
地域で支え合う体制づくり	災害時要援護者避難支援計画個別計画の作成の推進、地域における学習や交流事業の実施など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
介護保険認定者で介護度が維持（又は軽度化）できた人の割合	62.5 %	66.0 %
障害者自立支援給付サービス利用により自立している人の割合 (障害者自立支援給付費支給決定者 / 障害者手帳所持者)	11.4 %	11.4 %

役割分担

- 市民**
- 【市民】福祉活動への積極的な参加や地域の福祉団体（ボランティア団体など）への協力をします。
 - 【福祉支援を必要とする人】自立に向けて、病気の治療、リハビリ、就労に向けた積極的な取組を行います。
 - 【福祉支援を必要とする人の親族など】福祉支援を必要とする人への経済的、精神的な援助、生活面での手助けを行います。
 - 【地域】福祉支援を必要とする世帯の見守り、社会参加を促進します。
 - 【事業所】福祉支援を必要とする人（高齢者、障害者）の雇用に努めます。
 - 【サービス提供事業所】福祉支援を必要とする人に対する適切なサービスの提供を行います。
 - 【社会福祉協議会】地域福祉のための団体の育成など組織体制づくりや人材育成を図ります。
 - 【福祉団体】行政と連携し、地域福祉を広めるための市民への啓発を行います。
- 行政**
- 福祉支援を必要とする人たちが、地域で安心して生活し、自立に向けた取組ができるよう、市民に対する意識啓発、相談体制などの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に努め、安定的なサービスを提供できるようにします。
 - 障害者就労施設等から物品及びサービスを率先して購入することにより、就労する障害者の自立を支援します。
 - 静岡福祉大学など関係機関と連携しながら人材の育成を図ります。
 - 適切な経済的支援やサービス提供を行えるよう、国や県に制度の充実を働きかけます。

関連する個別計画

- ・焼津市地域福祉計画
- ・焼津市高齢者保健福祉計画
- ・焼津市介護保険事業計画
- ・焼津市障害者計画
- ・焼津市障害福祉計画

政策3 産業の発展と交流でにぎわうまちづくり

[1] 水産業の振興



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
水産業者	経営・所得の安定を図り、地域経済の発展に貢献している

現状と課題

- 現状**
- 漁獲量が減少している中、焼津漁港の水揚げ量は15～20万トンを維持しており、日本有数の水揚げを誇っています。
(焼津漁港の水揚げ数量：15.5万トン 2016年(平成28年))
 - 焼津市の水揚げ量は静岡県全体の約75%を占め、水産食料品製造業製造品出荷額等は約42%を占めています。
(水揚げ数量 市：16.9万トン 2015年(平成27年) 県：22.6万トン 2015年(平成27年))
(水産食料品製造業製造品出荷額等 市：1,256億円 2014年(平成26年) 県：2,987億円 2014年(平成26年))
 - 消費者の魚離れが進んでおり、国内における水産物の消費量が減少しています。
(全国1人当たりの年間消費量：40.2kg/人 2001年度(平成13年度)→27.3kg/人 2014年度(平成26年度))
 - 原魚等の高騰により水産加工業者の経営が依然として厳しい状況にあります。
 - 漁業者の高齢化など漁業の労働力・担い手が不足しています。
(遠洋マグロ船の平均年齢：57.7歳 2015年(平成27年))
 - 漁船の大型化、漁獲物の運搬形態の変化に対応する漁港整備が求められています。
 - 漁獲物に対する衛生管理ニーズの高まり、荷捌所等の衛生管理レベルの向上が求められています。

- 課題**
- 安定した水揚げ数量の確保と漁業経営の基盤強化
 - 魚食の普及に向けた取組の充実
 - 水産加工業者の経営安定
 - 漁業の新たな担い手の育成と確保
 - 安全・安心な水産物の安定供給

施策の方針

- 水揚げ数量を確保するため、外地船の誘致を推進するとともに、流通施設の整備への支援を行います。
- 漁業者の経営安定のため、6次産業化*や新造船建造などへの支援を行います。
- 水産加工業者の経営安定のため、高度衛生管理への理解を深めることや水産加工品のブランド化、新商品の開発などを支援し、また、関係機関と連携して販路拡大へ結びつける機会を提供します。
- 漁業の新たな担い手の育成と確保のため、求人活動を行う団体を支援するとともに情報の提供に努めます。
- 安全・安心な水産物を安定供給するため、漁業生産基盤の整備を促進します。

基本事業

基本事業名	主な内容
原魚の安定確保の強化	水揚げの奨励、外地船誘致活動の実施など
漁業経営の安定強化	新造船建造への支援、漁業施設整備への支援など
水産加工品の販売力の強化	衛生管理の促進、水産加工品のブランド化、新商品の開発、販路拡大、加工施設整備への支援など
新たな担い手の育成と確保	新規漁業従事者への支援、求人活動を行う団体への支援など
漁業生産基盤の強化	焼津漁港整備の推進

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
年間水揚げ数量(焼津・小川・大井川魚市場)	155,780トン (2016年 平成28年)	160,000トン (2021年 平成33年)
水産食料品製造業製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)	1,256億円 (2014年 平成26年)	1,260億円 (2021年 平成33年)

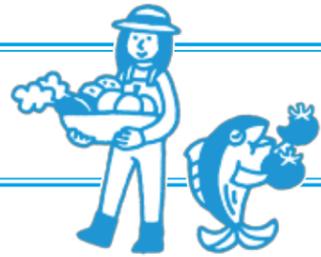
役割分担

- 市民**
- 【市民】
 - 地元の水産物を積極的に取り入れた魚料理を楽しみ、焼津の水産物を支援します。
 - 【水産関係者】
 - 良質な漁獲物が安定的に水揚げされるよう努めます。
 - 安全・安心な加工品などを消費者に提供します。
 - 焼津水産ブランドの価値を高める取組を進めます。
 - 新たな担い手の育成と確保に努めます。
- 行政**
- 水産資源を持続的に利用しつつ、需要に即した漁業生産、加工、流通が行われるよう支援し、地域の活性化に繋がります。
 - 漁港整備とその維持管理を国や県に働きかけるとともに、県と連携して漁港用地の土地利用を推進します。





[2] 農業の振興



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
農業者	経営・所得の安定を図り、地域経済の発展に貢献している

現状と課題

- | | |
|----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農家の減少や農業従事者の高齢化が進んでいます。（農家戸数の減少：2441戸 2010年度（平成22年度）→2060戸 2015年度（平成27年度）、農業者の高齢化の進行：60歳以上の就業人口84% 2015年度（平成27年度）） ● 農地の借り手や担い手が不足しています。また、山間部を中心に耕作放棄地が増加しています。 ● 農業施設（主に用水路）の老朽化が進んでいます。また、農業施設を維持できる地域力の低下が進んでいます。 ● 農産物の価格や生産経費が社会情勢の変化により変動するため、農家の経営が先を見通せない状況となっています。 ● 直売所等の地場市場に対する供給量が不足しています。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農地の有効活用と効率的な利用の推進 ● 農業施設の計画的な整備と維持管理 ● 経営感覚に優れた担い手の育成・確保の推進 ● 少量多品目生産による地場市場への供給の拡大 |

施策の方針

- 担い手農家[※]への面的な集積[※]により、水田活用の維持を図ります。
- 農業施設を計画的に維持修繕するとともに、農村環境を保全する地域力を強化します。
- 農地を有効利用し、地域を支える担い手を育成・確保します。
- 主要作物は産地の維持・拡大やブランド化等を目指します。
- 地域の営農環境を活かした継続可能な営農モデルを確立します。



基本事業

基本事業名	主な内容
農地の集積の推進	農地中間管理事業 [※] 等の活用、農業委員会等との連携による農地利用集積の推進など
農業生産基盤の整備と地域ぐるみの農業施設の維持管理	農業施設の計画的な整備、農村環境を守る体制の整備、耕作放棄地の予防と解消、高草山の環境の保全など
担い手の育成と確保	認定農業者 [※] の支援・確保、新規就農者の育成支援・確保など
地場市場への供給と農産物の高品質化の推進	主要作物の産地の維持・拡大と生産体制の整備、高付加価値化やブランド化の推進、地域の営農環境を活かした地産地消を進める営農モデルの確立など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
担い手農業者数	89人	95人
利用権設定面積率 [※]	21.5%	26.0%

※（担い手の所有農地＋担い手が耕作のために借りている農地）÷ 市内の農地面積 × 100

役割分担

- | | |
|----|--|
| 市民 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農村環境の重要性を理解し、農業用水路など環境を守る地域活動に協力します。 ● 地元の農産物を積極的に取り入れた料理を楽しみ、焼津の農業を支援します。 |
| 行政 | <p>【農家、農業団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の農業を担い、安全・安心な農産物を提供します。 <p>● 地域の特性を活かした経営ができるように、地域の農家を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対し、農業・農村環境についての情報を提供します。 ● 農村環境の整備・維持管理を行います。 ● 農家に対する経営基盤確立のための支援・助言を行います。 |

関連する個別計画

- 第4次焼津市国土利用計画（国土利用計画法）
- 焼津市農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律）
- 農業経営基盤強化に関する基本構想（農業経営基盤強化促進法）
- 焼津市森林整備計画（森林法）





[3] 商工業の振興



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
商工業者	経営・所得の安定を図り、地域経済の発展に貢献している

現状と課題

- 現状**
- 商工業に関し、事業所数と商品販売額は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は横ばいとなっています。(卸売業・小売業事業所数：1,809 事業所 2007年(平成19年)→1,399 事業所 2014年(平成26年) 商品販売額：3,670 億円 2007年(平成19年)→3,282 億円 2014年(平成26年) 製造品出荷額等：5,433 億円 2009年(平成21年) 5,368 億円 2010年(平成22年) 5,441 億円 2012年(平成24年) 5,269 億円 2013年(平成25年) 5,409 億円 2014年(平成26年))
 - 消費者ニーズの多様化やIT技術の進展など、商工業者を取り巻く環境が変化していることに伴い、商工業者が抱える課題は複雑化しています。また、事業者の高齢化、後継者不在、店舗・施設・設備等の老朽化などの問題も発生しています。
 - 中心市街地の商店街会員数が減少する中、空き店舗も増えており、商店街としての形を失いつつあります。また、焼津の玄関口である焼津駅周辺のにぎわいづくりが求められています。
 - 大井川港取扱貨物量は年間約180万トンで横ばいに推移しています。また、近年、県内ではクルーズ船の誘致が活発化しているなど、大井川港も多様な利活用の検討が求められています。

- 課題**
- 現状・課題の適正把握と対応
 - 経営環境の向上
 - 起業のための基礎づくり
 - 事業承継の促進
 - 新商品開発・販路開拓の支援
 - 中心市街地の魅力向上
 - 大井川港の利活用の推進

施策の方針

- 事業者や関係機関との情報交換を行うことにより、商工業者の現状と直面する課題を的確に把握し、商工業者にとって真に役立つ各種支援策を講じます。
- 施設や設備などの経営環境の向上に対する取組を促進します。
- 創業・起業者を育成するため、相談体制の整備や講座の開催、各種情報の提供などについて、商工業団体や金融機関等と連携し取り組みます。
- 地場産業の維持継続を図るため、人材育成、技術・技能の継承などを促進します。
- 商工業者によるオリジナル商品の開発、地域産品のブランド化を支援し魅力ある新商品を創出します。また、イベント・展示会参加を支援するほか、地場産品の情報発信などにより販路拡大を図ります。
- 中心市街地のにぎわい創出に向けた取組を支援するとともに、焼津駅周辺環境の再構築を推進します。
- 大井川港については、ポートセールス^{*}を推進するとともに、大井川港の多様な利活用について検討を進めます。

基本事業

基本事業名	主な内容
経営安定に向けた支援	事業者との情報交換、各種融資制度の充実、商工団体等の支援など
創業・起業、事業承継の支援	創業・起業、事業承継の相談窓口の開設、創業・起業者を育成する講座の開催、商工団体等との連絡調整など
技術力・開発力の向上	市内企業の技術力の育成、産学官の連携 [*] 強化など
販路の拡大	市内企業の販売力の強化、地場産品の情報発信など
中心市街地の活性化	中心商店街のイベント支援、空き店舗対策の推進、焼津駅周辺環境の再構築など
大井川港の利用促進	ポートセールスの推進、大井川港の利活用の検討など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
年間商品販売額(商業)	3,282 億円 (2014年 平成26年)	3,300 億円 (2021年 平成33年)
製造品出荷額等(工業)	5,409 億円 (2014年 平成26年)	5,450 億円 (2021年 平成33年)

役割分担

- 市民**
- 【市民】
 - 地場産品のPRを行います。
 - 【事業者】
 - 業績の向上を図ります。
 - 【経済団体】
 - 各事業者の指導を行います。
 - 地域資源の掘り起こしを行政と共に行います。
- 行政**
- 経済団体と連携して、事業者を側面から支援し、経済活動を活発化させる環境を整えます。
 - 情報の提供や各種助成、融資制度等の提供を行います。
 - 地域資源の掘り起こしを経済団体等と共に行います。

関連する個別計画

- 焼津市中心市街地活性化基本計画
- 大井川港湾計画(港湾法)
- 第4次焼津市国土利用計画(国土利用計画法)





[4] 雇用・就労環境の充実

施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民 勤労者	自分に合った仕事を得る 安心して働くことができる

現状と課題

- 現状**

 - 人口減少、少子・高齢化の進行とともに、労働者不足が問題となっており、新卒者の地元企業への就職が求められています。
 - ハローワーク焼津管内の2017年（平成29年）4月の有効求人倍率は1.02ですが、求職と求人との条件が一致せず、求職者が希望する仕事に就けない雇用のミスマッチがみられます。（2017年（平成29年）4月の有効求人倍率 全国平均：1.48 県平均：1.51）
（2016年度（平成28年度）の平均就職率 ハローワーク焼津管内：29.8% 県平均：32.7%）
 - 若い世代はもとより女性やシニア世代が柔軟な働き方ができるような社会の実現が求められています。
 - 市民意識調査では、就労環境に満足している勤労者の割合は約4割となっており、満足していない理由は、収入面や福利厚生面などが挙げられています。
 - 近年、就学・就労・職業訓練を行っていない若年無業者（ニート）に対する就労支援が求められています。
 - 焼津市は、陸、海、空の交通輸送の利便性に優れているとともに、豊富な地下水などの地域資源があり、企業誘致を推進するうえで条件が整っています。

課題

 - 地元就職への支援
 - 就労機会の提供
 - マッチング機会*の創出
 - 就労環境向上への支援
 - 若年無業者（ニート）の就労支援
 - 企業誘致の推進

施策の方針

- 企業説明会の開催や就職関連情報の提供に加え、企業の魅力発信により、UIターン就職を支援するとともに、関係機関等と連携し、地元就職を促進します。
- 老若男女を問わず、ライフスタイルに合った仕事を地元に限らず身近な地域で得ることができるよう、関係機関などと連携し、各種情報を提供します。
- 働きやすい職場環境の充実と、仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。
- 働く意思を持つ若年無業者（ニート）に対しては、関係機関と連携してセミナー、講習会、相談会などを開催し、就労支援を行います。
- 企業誘致の推進と既存企業の操業の継続維持に取り組み、働く場の確保を図ります。

基本事業

基本事業名	主な内容
就労機会の創出	企業説明会の開催、企業情報の提供、UIターン就職希望者への情報発信、就労支援の実施など
就労環境の充実	市内企業の福利厚生の充実、勤労者に対する融資制度の充実など
働く場の確保	雇用情報の提供、企業誘致の推進など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
有効求人倍率（年度平均）	0.97倍	1.00倍
就職率（年度平均）	29.8%	32.7%

役割分担

- 市民**

 - 【市民】
 - 職業能力の向上に努めます。
 - 【事業者】
 - 雇用の機会を創出します。
 - 働きやすい職場環境を作ります。

行政

 - 市内事業者が行う就労に係る取組への支援を行います。
 - 事業主が雇用する労働者に対する福利厚生事業について、側面支援を行います。
 - 国や県が行う労働施策を連携して行います。
 - 企業誘致等により市内で働く場所を確保します。
 - 地元に限らず身近な地域で仕事を得ることができるよう、関係機関などと連携し、各種情報を提供します。

関連する個別計画

- 第4次焼津市国土利用計画（国土利用計画法）





[5] 観光交流の推進

施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民・観光客	観光で交流し、にぎわいを創出する

現状と課題

- 現状**
- 焼津市の観光交流客数は年間約400万人あり、宿泊客数は年間約43.7万人となっています。特に宿泊客数では、近年、外国人の割合が増加傾向にありますが、観光施設までの誘致につながっていない状況です。
 - 集客力のある観光交流拠点の中心となっているのが、年間約160万人の入込客がある「さかなセンター」ですが、さかなセンターからの市内観光施設への回遊や滞在に結びついていない状況です。
 - 市外、特に首都圏の若い世代においては、焼津の知名度が低い状況にあります。
 - 焼津市には、海・山・水・温泉・歴史・食文化などの豊富な地域資源がありますが、これらの地域資源を活かしたにぎわいづくりが求められています。
 - 焼津市では、みなとまつり、踊夏祭、海上花火大会、さば祭りなど、焼津ならではの各種イベントが展開されています。

- 課題**
- 旅行形態や観光ニーズの把握
 - 情報発信の強化
 - 観光資源の利活用の推進、水産物等を活用した焼津市の観光のブランド化
 - 新たな観光施設の整備・誘致
 - 産業観光の推進
 - 市内回遊ルートの構築
 - 観光客の滞在時間を増やすためのイベント内容・質の充実
 - インバウンド*への対応

施策の方針

- 交流人口を拡大させるため、旅行形態や観光動態調査を実施し、ターゲットを絞った的確な誘客活動に取り組みます。
- SNSやメディアなどを通して効果的な情報発信に取り組みます。
- 文化財、芸術、スポーツイベントなど新たな観光資源を掘り起こすとともに、必要に応じた観光施設の整備・誘致を図ります。
- 魚食を中心とした「食」を活かした観光振興を図ります。
- 水産業を中心とした市内産業の産業観光化を推進します。
- 焼津市ならではの歴史や文化などにストーリー性を持たせた新たな観光ルートを構築し、観光客の回遊を図ります。
- 近隣市町と連携して MICE*の招致に取り組むとともに、焼津市への参加者の回遊を図ります。
- 既存イベントを見直すとともに、観光客の滞在時間を増やすような新たなイベントを企画し、実施します。
- 外国人への体験型観光やわかりやすい観光情報の積極的な提供などにより、インバウンドの拡大を図ります。

基本事業

基本事業名	主な内容
旅行形態、観光客ニーズの把握と的確な誘客活動	旅行形態や観光客ニーズの調査・分析、地域資源の調査・掘り起こし・観光資源としての活用、ターゲットを絞った情報発信・誘客活動、官民の連携など
情報発信の強化	SNSを活用した効果的な情報発信、メディアへの情報発信など
観光資源の確保と有効活用	着地型観光*の提案（産業観光の推進）、「食」をキーワードにした観光の推進、観光施設の適切な維持管理など
おもてなし体制の整備と外国人旅行者の誘致	来訪者に寄りそったおもてなし意識の醸成、市内回遊ルートの構築、県・他市町・関係団体との連携による外国人旅行者の誘致など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
観光交流客数	4,039 千人	5,500 千人
宿泊客数	437 千人	472 千人

役割分担

- 市民**
- 【市民】
 - おもてなしの心をもって来訪者を迎えます。
 - 【観光協会や観光関連事業者】
 - 多くの来訪者を迎え入れるよう主体的に観光事業に取り組みます。
- 行政**
- 市民や観光関連事業者と協働し、おもてなしの心をもって観光行政を推進します。
 - 新たな観光資源となり得る地域資源を掘り起こし、観光資源として磨きあげます。
 - 観光施設を整備し、維持・管理します。
 - 観光情報を効果的に発信します。
 - イベント開催の支援を行います。

関連する個別計画

- 焼津市観光ビジョン





[6] 芸術文化と歴史伝統のまちづくり



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民	芸術文化や歴史伝統の活動をとおして交流を深める

現状と課題

- | | |
|----|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化祭などの文化振興事業が開催されているほか、文化会館が実施する芸術文化事業に多くの市民が参加しています。 ● 文化振興、伝統芸能に取り組む市民や団体が存在しますが、若い世代の参加やグループ化が求められています。 ● 限られた保管場所の中で、文化財・美術資料の保存管理を行っていますが、文化財・美術資料が増加しており、適正な保存が難しくなっています。 ● 多くの貴重な文化財がありますが、保護や活用すべき文化財が明確になっていません。 ● 文化財の保存に関わる専門知識を持った人材が不足しています。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 更なる芸術文化プログラムの充実 ● 文化振興、伝統芸能の継承・保存活動に対する支援 ● 文化財・美術資料の保管場所の確保 ● 伝統文化や文化財への市民の理解の向上 ● 文化財の価値の判断及び保存と活用方法の検討 ● 学芸員[※]等の専門知識を持った人材の確保 |

施策の方針

- 良質な芸術文化に触れる機会を提供し、交流の場を増やします。
- 芸術文化の推進や、文化財の継承・保存に取り組む市民や市民団体の活動を支援するとともに、若年層の参加を促進します。
- 市が保有・保管する貴重な文化財や美術資料等の保存の在り方を検討します。
- 文化財の価値を把握するとともに、新たに文化財資源を見だし、それぞれの文化財に適した保護及び交流人口の増加に向けた観光資源としての活用や情報発信を推進します。
- 学芸員や歴史文化に詳しい人材を発掘・育成します。



基本事業

基本事業名	主な内容
芸術文化活動の推進	市民文化祭の開催、文芸やいづ発行、文化活動団体の支援、文化会館の管理運営など
伝統文化の継承	伝統文化の継承・保存活動への支援など
文化財の保護と活用	歴史文化施設の管理運営、文化財保護、歴史文化的景観の保存、文化財の活用と情報発信など
人材の育成と確保	学芸員等専門人材の育成・確保など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
文化会館の利用者数	345,920 人	372,000 人
文化財関連施設の入館者数	27,536 人	29,000 人

役割分担

- | | |
|----|--|
| 市民 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが芸術文化に親しみ、芸術文化活動に参加します。 ● 伝統文化や文化財の価値を理解し、親しむ機会を持ちます。 <p>【団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化団体は、市の芸術文化水準を高めます。 ● 歴史的価値の高い文化財や伝統文化に対し、保護や継承に積極的に取り組みます。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化を提供するための施設環境を整備し、良質な催事や文化活動の場を提供します。 ● 芸術文化の推進や、文化財の継承・保存に取り組む市民や市民団体の活動を支援するとともに、若年層の参加を促進します。 ● 市が保有・保管する貴重な文化財や美術資料等を適切な状態で管理します。 ● 文化財の価値を把握するとともに、新たに文化財資源を見だし、それぞれの文化財に適した保護と交流人口の増加に向けた活用を推進します。 ● 市民が伝統文化や文化財に親しみ、大切にすることを育む活動に取り組みます。 |

関連する個別計画

- ・ 花沢地区伝統的建造物群保存地区保存事業計画（文化財保護法、都市計画法）





[7] スポーツの振興



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
市民	スポーツを楽しんでいる

現状と課題

- 現状**

 - 焼津市は昭和53年にスポーツ都市宣言をしており、市民がスポーツに親しむことを目指しています。
 - スポーツ推進委員の積極的な活動により、市民スポーツが定着しています。
 - 自分自身のライフステージにあわせ、気軽にできるスポーツを行っている人が増えています。また、スポーツ観戦を楽しむ人が増えています。
 - 人口減少、少子・高齢化により、地域スポーツ競技に参加する人が少なくなっています。
 - トップアスリートとの交流の機会が少ない状況にあります。
 - 全国規模の強化合宿の受入やモンゴル国とのスポーツ交流を行っています。
 - 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致を契機に、今後、国際的なスポーツ交流が期待されています。
 - スポーツ施設やスポーツ環境の充実が求められています。

課題

 - スポーツに参加したくなる環境づくり
 - スポーツ交流を通じた交流人口の増加
 - スポーツ施設の整備・改修及び機能分担

施策の方針

- 健康づくりやコミュニティのため、いつでも誰でも気軽にスポーツに参加できる市民スポーツの推進に取り組みます。
- トップアスリートなどの姿を見る機会の創出や、トップアスリートを目指すスポーツの推進に取り組みます。
- モンゴル国を始めとした国際的スポーツ交流に取り組みます。
- プロスポーツの招致に取り組み、スポーツ交流を拡大し、交流人口の増加に繋がります。
- 市民スポーツの拠点や競技スポーツの拠点づくりに取り組み、スポーツ施設を機能分担して市民に提供します。



基本事業

基本事業名	主な内容
スポーツ参加機会の創出	スポーツ教室の開催、地域交流スポーツ祭の開催、スポーツ少年団合同体験会の支援、指導者の育成体制の充実など
スポーツ参加意識の醸成	体育協会・スポーツ少年団・地域体育組織などの活動の支援、スポーツ表彰の実施、全日本クラスの強化合宿や大会の受入、プロスポーツの招致、トップアスリートとの交流機会の創出など
事前合宿誘致国との交流機会の創出	モンゴル国代表選手強化合宿の受入、モンゴル国レスリング少年団の受入、焼津市レスリング少年団のモンゴル国派遣など
安全・安心で快適なスポーツ施設の充実	スポーツ施設の整備・管理・運営など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
人口に対するスポーツ施設の利用率	415.90 %	433.00 %
東海大会以上の大会と強化合宿の合計開催回数	13回	18回

役割分担

- 市民**

 - 【市民】 様々なスポーツ活動に意欲的に参加するとともに活動推進にも協力します。
 - 【団体等】 体育協会やスポーツ少年団は加盟団体や会員の増加、指導者の育成、競技力の向上に努めるとともに、体育協会は市と共に生涯スポーツを普及し推進します。
 - 地域体育組織や総合型地域スポーツクラブ[※]は、自主的に各種教室やスポーツ大会などを実施します。

行政

 - 生涯スポーツのきっかけづくりとして、各種スポーツ事業を実施します。
 - 体育協会やスポーツ少年団及び加盟団体の活動を支援します。
 - スポーツ活動の普及・啓発活動を実施します。
 - 全国規模の大会や試合、強化合宿を受け入れます。
 - プロスポーツを招致します。
 - トップアスリートから心技体を学ぶことができる場を創出します。
 - モンゴル国とのスポーツ交流を実施します。
 - スポーツ施設の整備・管理・運営を行います。

関連する個別計画

- 焼津市スポーツ振興計画

政策4 暮らしやすく安全で安心なまちづくり

[1] 防災・減災のまちづくり



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
市民・市域	災害への備えができています

現状と課題

- 現状**
- 国内外で起こる大規模災害直後は、市民の防災意識が高まりますが、その後は徐々に低下する傾向が見られます。
 - 大規模地震等への備えとして、国や県、市による公助の取組と併せ、地域や市民一人ひとりによる自助・共助の取組が、より重要となっています。
 - 近年の異常気象などによる大規模な風水害や土砂災害が全国各地で多発しており、本市でも局地的豪雨などによる災害の発生が懸念されます。
 - 武力攻撃事態^{*}の脅威や新型コロナウイルスの発生など、危機事案が多様化しています。
- 課題**
- 地震・津波に関する知識の普及・啓発や防災・減災意識の向上
 - 住宅の耐震化や家具固定など、家庭内対策の推進
 - 災害時における女性や支援を必要とする人たちなどの視点に立った取組
 - 津波対策ハード整備や治水・砂防対策の推進
 - 様々な危機事案に対する体制の強化

施策の方針

- 防災出前講座の開催や防災学習室の活用などにより、地震・津波に関する知識の普及・啓発や防災・減災意識の向上に努めます。
- 市民一人ひとりが災害に備える「自助」の取組として、住宅の耐震化や家具固定などを推進します。
- 自主防災活動などの地域住民が互いに助け合う「共助」の取組を推進するとともに、女性などの視点を取り入れた体制づくりや実践的な防災訓練などにより、地域防災力の向上に取り組めます。
- ハード（施設整備）とソフト（避難等）を組み合わせた防災・減災対策を進め、生活・経済活動を継続できるように努めます。
- 様々な災害等に迅速かつ的確に対応できるよう関係機関との連携や危機管理体制の強化に努めます。



基本事業

基本事業名	主な内容
防災・減災意識の向上	防災訓練の実施、防災出前講座の開催、家庭内対策の推進など
防災情報の収集伝達の充実	迅速な情報発信、やいづ防災メールの普及、水防監視カメラの設置など
建築物の耐震化の推進	プロジェクト「TOUKAI-0」 [*] 総合支援事業の推進など
防災体制の充実	消防団・自主防災会活動の充実、地域の防災リーダー育成など
消防・救急体制の充実	志太消防本部との連携
防災インフラの整備	津波対策施設等の整備、河川改修、土砂災害対策等の実施など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
市民防災リーダー育成講座の修了者数	1,063 人	1,443 人
やいづ防災メール登録者数	9,411 人	13,877 人

役割分担

- 市民**
- 【市民】**
- 大きな災害が起きた後でもできるだけ住み慣れた自宅で生活を継続できるよう住宅の耐震化や家具の固定、非常持出品・備蓄品の準備などの「自助」のための家庭内対策を実施します。
 - 防災訓練などの自主防災会活動への参加、防災情報の積極的な入手に努めます。
- 【地域】**
- 地域の特性を踏まえた自主防災会の活動を活発化するとともに、防災訓練等を実施し、住民の参加を求めます。
- 【事業者】**
- 防災対策を講じるとともに、地域住民や自主防災組織の活動に協力します。
- 行政**
- 万一の災害の発生に備え、「自助」「共助」「公助」が一体となった防災・減災対策を推進します。
 - 市民の防災・減災に関する意識の向上に努めるとともに、防災情報を適切に提供します。
 - 国や県と連携して、海岸、河川、港などの施設を整備し、維持します。

関連する個別計画

- ・焼津市国土強靱化地域計画（国土強靱化基本法）
- ・焼津市地域防災計画（災害対策基本法）
- ・焼津市国民保護計画（国民保護法）
- ・焼津市耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律）
- ・市有公共建築物耐震対策事業計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律）
- ・石脇川・高草川流域総合的治水対策アクションプラン（河川法）
- ・津波防災地域づくり推進計画（津波防災地域づくりに関する法律）



[2] 交通事故のないまちづくり



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民・市域	交通事故にあわない、起きないようにする

現状と課題

- 現状**
- 交通事故発生件数・死者数・傷者数ともに減少傾向にありますが、人口10万人あたりの交差点事故発生件数は、県内23市の中でも多い状況にあります。交差点事故の原因の約3割が「安全不確認」で、次いで、「一時不停止」が約2割となっています。
(交通事故発生件数：1,452件 2012年(平成24年)→1,108件 2016年(平成28年)
交差点事故の10万人あたりの事故件数及びワースト順位：442.94件・2位 2012年(平成24年)→350.99件・2位 2016年(平成28年) ※県内23市中)
- 課題**
- 市民一人ひとりの交通ルールの順守と交通安全意識の高揚
 - 道路利用者としての自覚と「自らの安全は自ら守る」意識の醸成
 - 交通事故が起きにくく安全に通行できる交通環境の確保

施策の方針

- 警察、交通安全関係機関や自治会などと連携し、交通ルールを身につける年齢の子どもから高齢者まで、各世代に応じた交通安全教育や啓発を行い、市民の交通安全意識の更なる向上を図ります。
- 道路利用者としての自覚とマナーの向上を図るとともに、あらゆる交通環境の中で危険を予測し回避することができるような指導や啓発に取り組みます。
- 警察、関係団体と連携し、より効果的・効率的に交通安全施設の整備・保全を行い、通行の安全性の確保に向けてハード・ソフト両面から取り組みます。



基本事業

基本事業名	主な内容
交通安全意識の向上	四季の交通安全運動の実施、自治会別無事故・無違反コンクールの開催、事業者別無事故・無違反安全運転コンクールの開催、交通事故ゼロの日の広報及び街頭立哨の実施など
各世代に応じた交通安全対策の推進	交通安全教室の開催、交通安全リーダーと語る会の開催、子ども自転車大会の開催、自転車教室の開催、通学時自転車交通指導の実施、高齢者宅訪問啓発の実施など
交通事故の起きにくい環境整備	歩行帯・交差点カラー標示・防護柵の設置及び環状交差点の整備など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
人身事故件数	1,108 件 (2016年 平成28年)	1,020 件 (2021年 平成33年)
交差点事故件数	490 件 (2016年 平成28年)	440 件 (2021年 平成33年)

役割分担

- 市民**
- 【市民】**
- 交通ルールやマナーを守り交通安全に努めます。
 - 交通事故に直結するような道路や標識等の破損箇所の情報を関係機関へ連絡します。
- 【地域・事業者】**
- 交通安全活動の実施により、交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止に努めます。
- 行政**
- 関係団体との連携による交通安全啓発活動を実施し、交通事故の防止に努めます。
 - 車両や歩行者の安全な通行を確保するため、交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努め、交通事故防止に取り組みます。
 - 必要に応じた交通安全施設の整備や規制がなされるよう、県や警察などに働きかけます。

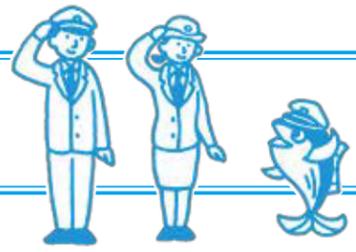
関連する個別計画

- 第10次焼津市交通安全計画（交通安全対策基本法）





[3] 犯罪のないまちづくり



施策が目指す姿(状態)

対象	目指す姿(状態)
市民	犯罪や消費者被害にあわない、起きないようにする

現状と課題

- | | |
|----|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 焼津市における犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、窃盗犯の発生件数は未だ高水準にあり、そのうち最も多いのは自転車盗で、次いで万引き、車上狙いの順となっています。自転車盗では、その約8割が無施錠の状態での被害となっています。(刑法犯認知件数：1,231件 2012年(平成24年)→793件 2016年(平成28年)) ● 高齢者などを狙った振り込め詐欺の発生件数及び被害額が増加傾向にあります。(振り込め詐欺事件の発生状況：4件 1,506万円 2012年(平成24年)→12件 2,514万円 2016年(平成28年)) ● インターネット等を悪用した犯罪など、犯罪の手口が巧妙化しており、市民からの消費生活相談件数が増加傾向にあります。(消費生活相談件数：631件 2012年(平成24年)→762件 2016年(平成28年)) |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり及び地域の防犯意識の向上 ● 消費者被害の未然防止に向けた意識の向上 ● 犯罪が起こりにくい環境の整備 |

施策の方針

- 犯罪や消費者被害の発生情報の提供を行うとともに、自治会や事業者、警察などと連携して市民一人ひとり及び地域の防犯意識の向上や消費者被害にあわないための教育や啓発活動を推進します。
- 地域や警察などと連携して犯罪被害者となりやすい子どもや高齢者を守る防犯活動を推進します。
- 地域住民の連携による自らの防犯力を高める地域づくりの機運の醸成を図ります。
- 地域が行う防犯対策を支援します。



基本事業

基本事業名	主な内容
犯罪や消費者被害の未然防止に向けた意識の高揚	防犯講座の開催、消費生活講座の開催、犯罪・消費者被害の情報提供、犯罪防止キャンペーン(街頭啓発)の実施、消費者啓発キャンペーン(街頭啓発)の実施、消費生活展の開催、防犯まちづくり説明会の開催など
犯罪や消費者被害が起こりにくい環境の整備	地域が行う防犯灯の設置への支援、地域における自主的な防犯活動への支援、消費生活相談体制の充実、迷惑電話遮断装置の設置、青色防犯パトロール*の実施、計量器定期検査の実施など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
犯罪件数(刑法犯認知件数)の対前年の減少率	6%	6%
消費生活相談に占める自主交渉率	82.8%	90.0%

役割分担

- | | |
|----|---|
| 市民 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自ら防犯対策を行います。 ● 自らが進んで消費生活に関する知識や情報を習得し、消費者被害にあわないよう気をつけます。 <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「自らの地域を守る」という意識を持ち、犯罪が起こりにくい環境とするため、防犯パトロールや防犯灯の設置など、地域としての防犯活動に取り組みます。 ● 一人暮らしの高齢者など消費者被害にあう可能性が高い人に対して、介護事業従事者などと連携して、見守りを行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らが所有し管理する施設や事業活動において、安全の確保に努めるとともに、地域の防犯活動に協力します。 ● 消費者本位に立ち、消費者との取引において公正かつ適正な取引により消費者からの信頼を確保します。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 警察などの関係機関からの情報収集及び市民への情報提供を行うとともに、関係団体と連携して市民の防犯意識向上のための啓発を行います。 ● 焼津地区防犯協会の活動とともに、各防犯活動組織(地域安全推進員など)との連携により、地域が一丸となって防犯活動ができるよう支援します。 ● 消費生活相談を通じ、消費者への助言や事業者との交渉介入により、被害の未然防止と早期解決に努めます。 |



[4] 良好な住環境の実現



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市域	良好な住環境が整っている

現状と課題

- 現状

- 市では、都市計画マスタープラン*に基づき都市的土地利用と自然的土地利用が調和した秩序ある土地利用を推進しています。
 - 土地区画整理事業 2016年度（平成28年度）は、会下ノ島石津地区 53.6%、焼津市南部地区 96.8%の進捗率となっており、早期完成に向けて取り組んでいます。
 - 人口減少、少子・高齢化の進行に伴い、環境悪化（火災・倒壊・不法投棄・不審者の侵入等）に繋がる空き家が増加しています。（空き家率*：2.0% 2003年度（平成15年度） 3.0% 2008年度（平成20年度） 3.9% 2013年度（平成25年度））
 - 海・川・山など自然資源を活かした憩いの場及び遊びの場に恵まれている環境の中、土地区画整理事業に伴う公園整備に取り組んでいます。（H28年度末 県下35市町中 都市公園*数5位、一人当たりの都市公園面積23位）
 - 景観計画*に関する市民意識調査によると、今後も残したい市内の景観として、歴史や風土、人々の営みとのかかわりの中で形づくられてきた、花沢の里、焼津神社、浜通り、高草山、桜並木などが挙げられています。
 - 2016年（平成28年）3月に供用開始された大井川焼津藤枝スマートIC周辺においては、地域経済の活性化を図るべき都市的土地利用の推進が期待されています。
 - 土地の境界などの実態を正確に把握し、基礎的なデータを築くため地籍調査事業を実施しています。
- 課題

- 土地区画整理事業の早期完成
 - 住宅所有者の適正な維持管理意識の醸成や住宅ストック*の活用がしやすい環境整備
 - 民間未利用地の活用や湧水など自然資源を活用した公園及び緑地の整備
 - 景観まちづくりに対する市民意識の醸成と市民と行政の協働の取組
 - 大井川焼津藤枝スマートIC周辺地域の活力を高める土地利用の推進
 - 地籍調査事業の効果的・効率的な推進

施策の方針

- 良好な住宅地形成のため土地区画整理事業の早期完成を目指します。
- 住宅所有者に対して適正管理の啓発や相談体制の整備、住宅ストックの活用や流通に繋がる支援を推進します。
- 引き続き土地区画整理事業に伴う公園整備とともに、借地公園*の検討を進めます。また地域固有の水資源や歴史的資源を活用した公園などの整備を推進します。
- 歴史的・文化的な景観及び良好な自然景観を保全継承するために、景観に対する市民意識の醸成と、市民と行政の協働によるきめ細やかな景観形成を推進します。
- 大井川焼津藤枝スマートIC周辺においては、雇用・定住・にぎわいを創出するための産業・観光交流拠点の整備を推進します。
- 都市部や住宅密集地を中心に地籍調査事業の推進をします。

基本事業

基本事業名	主な内容
良質な住宅地の形成	土地区画整理事業、宅地分譲事業助成事業など
良質な住宅ストックの形成	空き家対策、若者世帯定住支援、市営住宅維持管理など
緑化の推進	公園・街路樹等の整備と維持管理、緑化事業への資材支給など
良好な景観の保全と形成	景観重点地区の指定、景観啓発、屋外広告物許可など
適正な土地利用の推進	スマートIC周辺戦略的土地利用、都市計画決定事務、地籍調査事業など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
暮らしやすいと感じている人の割合 (市民意識調査)	64.1 %	64.5 %
市街地整備率 (土地区画整理、一定規模開発行為整備面積 / 市街化区域面積)	37.5 %	38.6 %

役割分担

- 市民

【市民・事業者】

 - 住んでいる地域のまちづくりには積極的に参画し、市民主体のまちづくりを進めます。
 - 公園などの公共施設の管理において、市民ができることは市民自らが行います。
 - 自宅の生垣づくりや事業場敷地の緑化に努めます。
 - 住宅の改修や適切な維持管理により長寿命化に努めます。
 - 宅地開発関係法令などを順守し、良好な環境の創出に努めます。
- 行政

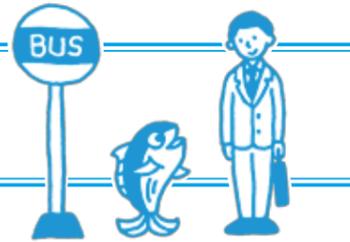
- 公園整備や地域のまちづくりへの市民参画の機会を積極的に設けます。
 - 住宅ストックの活用や流通を促進するための環境整備を進めます。
 - 都市計画に関わる各種制度などを周知します。
 - 土地区画整理事業や公園整備事業を計画的に進めます。
 - 開発行為などの土地利用については、法令等を順守させるとともに、周辺環境への影響に配慮するよう指導します。

関連する個別計画

- 第4次焼津市国土利用計画（国土利用計画法）
- 焼津市都市計画マスタープラン（都市計画法）
- 焼津市景観計画（景観法）
- 焼津市緑の基本計画（都市緑地法）
- 焼津市住生活基本計画*（住生活基本法）
- 焼津市空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法）



[5] 交通ネットワークの充実



施策が目指す姿（状態）

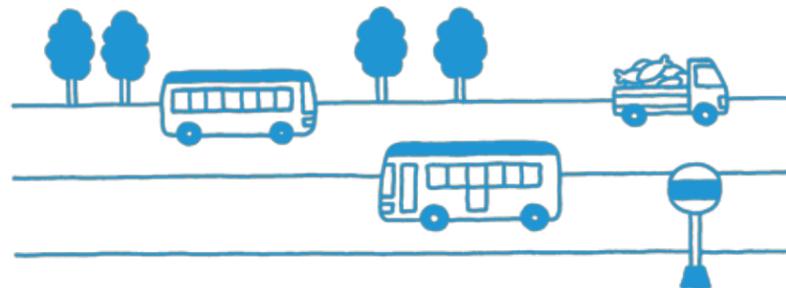
対象	目指す姿（状態）
市域	移動しやすくなる

現状と課題

- | | |
|----|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や将来的な財政見通しを踏まえ、道路整備の効果や効率化などの優先度評価を行い、事業を進めていますが、郊外部の都市計画道路[*]等の幹線道路の整備には時間を要しています。 ● 生活道路について、都市部では土地区画整理事業等の基盤整備により、道路環境が充実してきましたが、郊外部には依然として狭小な道路があることから、道路整備に関する意見や要望が市民から多数寄せられています。 ● 道路施設（舗装・橋梁・トンネル等）については、経年変化とともに老朽化が進んでいますが、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルを確立し、適切な維持管理に取り組んでいます。（対象：道路 934 km・橋梁 1,279ヶ所・トンネル 1ヶ所） ● バスの利用者は、近年減少傾向にあり、バス路線維持に係る財政負担は大きくなっています。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路等の幹線道路の未整備区間における効率的かつ効果的な整備 ● 地域の実情に応じた生活道路の道路環境の充実 ● 歩行者や自転車が安全で快適に通行できる通行空間の充実 ● 道路施設の長寿命化のための適切な維持管理に向けた人材育成 ● 公共交通の利用促進のための啓発活動及び公共交通網の充実 |

施策の方針

- 将来の交通需要に基づき、都市計画道路等の幹線道路ネットワーク^{*}を検証し、未整備区間の方向性や整備の優先性を検討し、都市の骨格として必要となる幹線道路の整備を推進します。
- 地域の実情に応じ、選択と集中により必要な生活道路の整備を推進します。
- 歩行者や自転車の安全性や快適性に配慮した通行空間の整備を推進します。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の維持管理に向けた人材育成に取り組み、道路施設の適正な維持管理を進めます。
- 利便性が高く、持続可能な公共交通網の再編を推進します。



基本事業

基本事業名	主な内容
幹線道路の整備推進	幹線道路ネットワークの検証に基づく幹線道路の整備の推進など
生活道路の整備推進	地域の実情に応じた生活道路の整備の推進など
安全に通行できる道路整備の推進	地域の実情に応じた歩行者・自転車の通行空間の整備の推進など
道路施設の適切な維持管理	道路メンテナンスによる道路施設の適切な維持管理の推進など
公共交通網の再構築	利用者需要や地域ニーズに的確に対応した公共交通網の整備など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
道路の整備率 (2016年度(平成28年度)の整備率を100とする)	100.0 %	102.2 %
公共交通(バス)の年間利用回数	10.8 回/人	10.8 回/人

役割分担

- | | |
|----|---|
| 市民 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備の優先度を理解するとともに、整備手法の計画策定に参画します。 ● 道路の維持管理に協力するとともに、道路愛護に積極的に参画します。 ● 積極的に公共交通を利用し、地域の公共交通を支えていきます。 |
| 行政 | <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路の維持管理に協力するとともに、道路愛護に積極的に参加します。 ● 安全で安定した公共交通の運行を確保するとともに、サービスの向上に努めます。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備の整備手法の計画策定は、必要に応じて市民参画の機会を設けます。 ● 幹線道路や生活道路の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めます。 ● 国道・県道の整備や適切な維持管理を県に働きかけます。 ● 公共交通の確保に努め、事業者と市民との協働による利用促進を進めるとともに、地域の公共交通は地域で守り育てる意識の醸成を図ります。 |

関連する個別計画

- ・ 焼津市移動円滑化基本構想（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
- ・ 焼津市地域公共交通網形成計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）



[6] 安定した水道水の供給



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民、市域（給水区域）	安全な水道水を安定的に使用することができる

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊富な地下水を主な取水源とし、年間を通じて水質基準を満たした安全で低料金な水道水を安定的に供給できています。 ● 高度経済成長期に整備された管路施設の老朽化が進んでいるため、更新計画の策定など、予防保全や災害時の早期復旧対策を整えています。 ● 給水人口の減少により水需要や水道料金の収入が減少傾向にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質の維持と施設の適正な維持管理 ● 管路施設の計画的な更新（耐震化）の推進 ● 経費削減の努力と効率的な事業運営 ● 市民への水道事業に対するPR活動の推進

施策の方針

- 水質の適正管理を行い、安全で安心な水道水を市民に安定供給していきます。
- 老朽化した管路施設の効率的な更新や適正な維持管理を行っていきます。
- 経営戦略（中期経営計画）を策定し、経営の健全性を確保します。
- 水道事業に対する理解を深めるため、積極的な情報発信を行います。



基本事業

基本事業名	主な内容
水質の適正管理の推進	原水・浄水・給水*の定期的な水質検査の実施、検査結果を市民に公表など
管路更新（耐震化）事業の推進	効率的な管路の更新事業の実施など
水道事業の基盤強化	水道事業ビジョン及び経営戦略（中期経営計画）の策定など
水道事業の情報発信	幅広い情報発信や広報活動の実施など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
水源（井戸）の更新箇所（対象：35ヶ所）	20ヶ所	25ヶ所
基幹管路*の耐震化率	23.6%	39.2%

*水道管路のうち、導水管、送水管、配水本管（口径400mm以上）をいう。

役割分担

市民	● 給水装置（水道本管から蛇口まで）を適正に維持管理します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設を適正に維持管理し、水道水の安全性を市民に伝えるとともに、安定的に供給します。 ● 水道施設の計画的な更新を行い、効率的な事業運営に努め、水道事業の基盤強化を図ります。

関連する個別計画

- ・ 水質検査計画（水道法）
- ・ 水道事業ビジョン、経営戦略（中期経営計画）





[7] 自然共生社会の推進



施策が目指す姿（状態）

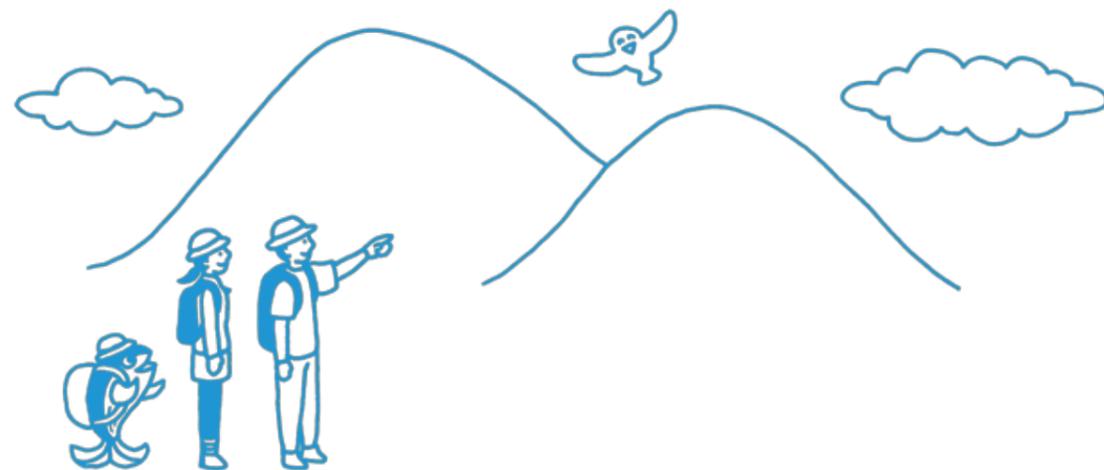
対象	目指す姿（状態）
市民・事業者	自然の恵みを理解し保全するとともに良好な生活ができるようになる

現状と課題

- | | |
|----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ●市に寄せられる生活に密着した苦情・相談が増えています。（公害苦情（大気・水質・騒音・悪臭等）件数：112件 2013年度（平成25年度）→93件 2016年度（平成28年度） 生活密着（空き地、犬猫等）の苦情・相談件数：146件 2013年度（平成25年度）→186件 2016年度（平成28年度）） ●環境調査の基準（水質・大気）は概ね達成されていますが、生活排水処理においては、単独処理浄化槽等による排水が約35%残っています。 ●焼津市は、海・山・川・地下水などの自然環境に恵まれています。 ●環境衛生自治推進協会などを中心とする市民の奉仕活動により河川清掃等が行われています。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民の生活環境上のモラルやマナーの向上 ●生活排水の適正な処理の推進 ●地域の美化活動に対する意識啓発と奉仕活動参加者の拡大 |

施策の方針

- 市民生活における環境モラルやマナーの意識啓発を推進します。
- 生活排水の適正処理として、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続を推進します。
- 自然環境や生物多様性の保全に取り組みます。
- 地域美化活動について市民・団体・事業者との協働を推進します。



基本事業

基本事業名	主な内容
騒音・振動・悪臭等の防止	事業者等の騒音・振動あるいは近隣騒音・悪臭等の防止に向けた検査・指導・監視、モラル向上に向けた啓発など
海・川等の水質の保全	合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続の推進、海・川等の水質調査など
ペット類（犬・猫等）の適正飼育の啓発	飼い主への飼育指導や愛護団体への支援、飼い方マナー等の啓発など
自然環境の保全意識の高揚と保全活動の推進	環境教育・環境学習の推進、市民・環境活動団体への啓発と支援、動植物の生息生育環境の保全など
地域美化の推進	環境美化の意識啓発、地域美化活動への支援、奉仕活動団体の奨励など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
環境基準*（水質）の達成率	100.0 %	100.0 %
環境基準（大気）の達成率	100.0 %	100.0 %

※大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている。これは行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

役割分担

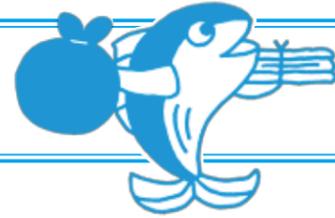
- | | |
|----|--|
| 市民 | <p>【市民、団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川、水路清掃への参加、身近なごみ拾いなど地域美化活動の開催や積極的な参加に努めます。 <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ペット類（犬、猫など）の適正飼育、近隣との円滑なコミュニケーションに努めます。 ●日常生活において生じる環境負荷の低減に努めます。（野焼きの自粛、洗剤などによる排水の汚濁防止など） ●生物多様性の保全について理解し、生き物を大切にするなど、できることに取り組みます。 ●合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続に努めます。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●騒音・振動・臭気・汚水などの対策を適正に実施し、公害を未然に防止します。 ●自然に負荷の少ない事業活動に努めます。 ●合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続に努めます。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境美化や環境保全の意識啓発をします。 ●市民・団体・事業者が実施する地域美化活動を支援します。 ●海・山・川などの自然環境を適正に保全します。 ●市民からの公害苦情に迅速かつ適正に対処します。 ●騒音・振動・悪臭などの発生防止に向け、事業者などへの指導・監視をするとともに、県と連携して工場・事業者に対する排水基準遵守の立入指導や監視指導を徹底します。 ●ペット類の適正飼育を啓発します。 ●自然環境や動植物に関する調査、情報の把握・提供に努めます。 |

関連する個別計画

- 第2次焼津市環境基本計画（環境基本法）
- 焼津市公共下水道事業計画（下水道法、都市計画法）
- 焼津市公共下水道全体計画（下水道法）
- 一般廃棄物処理基本計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



[8] 低炭素・循環型社会の推進



施策が目指す姿（状態）

対象	目指す姿（状態）
市民・事業者	温室効果ガス*排出量の削減とごみ減量・資源化に取り組む

現状と課題

- 現状**

 - 環境負荷の軽減を目的とした設備や製品などが普及・拡大しています。
 - 省エネ活動に取り組んでいる市民の割合は9割近くあることから、地球温暖化問題に対する市民意識は高い水準にあります。家庭やオフィスからの温室効果ガス排出量は多くなっています。
 - 市役所では地球温暖化防止実行計画に基づき、地球温暖化防止対策を推進しています。
 - ごみの総排出量は、年々減少傾向にありますが、事業系のごみ排出量は増加傾向にあります。また、正しいごみの分別・排出方法の徹底が十分行われていないため、特に生ごみの家庭内処理が進んでいません。
 - 家電製品等を山林や原野などに投棄する不法投棄が後を絶ちません。

課題

 - 家庭やオフィスからの温室効果ガス排出量の削減
 - 市の率先した地球温暖化防止対策の取組と事業者への普及
 - ごみの発生抑制・資源化の推進
 - 正しいごみの分別方法の徹底
 - 生ごみの減量の推進
 - 不法投棄しにくい環境づくり

施策の方針

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた意識啓発・普及取組を推進します。
- エコアクション21*取組の推進及び支援を行います。
- 焼津市役所地球温暖化防止実行計画を推進します。
- ごみの発生抑制と分別・資源化を推進します。
- 可燃ごみに多く含まれる生ごみの発生抑制と分別処理を推進します。
- 不法投棄しにくい環境づくりを推進します。



基本事業

基本事業名	主な内容
温室効果ガス排出量の削減の意識啓発・普及の推進	焼津市環境基本計画の啓発、省エネルギー・再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用等）導入等の普及啓発及び支援など
エコアクション21取組の推進及び支援	市役所のエコアクション21への取組推進、エコアクション21認証取得への支援など
市役所地球温暖化防止実行計画の推進	市役所温室効果ガス排出量の削減に向けた庁内の省エネ・省資源・廃棄物の減量化などに関わる取組の推進など
ごみの発生抑制の推進	家庭における生ごみの水切りの徹底・食材の使い切り・食品の食べきり（食品ロスの削減）の推進、家庭用生ごみ処理機器の普及など
ごみの適正処理の推進	ごみ減量説明会やごみ集積所での立会指導による啓発、生ごみの地域処理方法の検討、不適正排出事業者に対する指導、不法投棄パトロールの強化など
資源化の推進	紙類及びプラスチック類の分別の徹底、小型家電リサイクルの推進、木くず・剪定枝・廃食用油・プラ製品などの資源化の推進、古着等のリユースの推進など

成果指標

指標名	現状値 < 2016年度 平成28年度 >	目標値 < 2021年度 平成33年度 >
温室効果ガス排出量削減率（市全体）	0% (2013年度 平成25年度)	12.0%
可燃ごみの排出削減量（家庭系 + 事業系）	0 t/年	1,616 t/年

役割分担

- 市民**

 - 【市民】
 - 環境に配慮した生活スタイルを取り入れます。（家庭でできる省エネ行動の実践や太陽光発電などの導入・利用促進など）
 - 排出するごみの減量、分別の徹底、資源物の回収に協力します。また、排出のルール（日時、場所、分別、法に基づく処理）を守ります。

事業者

 - 【事業者】
 - 環境の負荷を軽減する活動に取り組みます。（水・燃料・廃棄物の抑制、エコアクション21やISO14000*などの環境マネジメントシステムの認証取得など）
 - ごみの排出にあたり、法に基づいた適正処理を行うとともに、過剰包装や使い捨て商品の使用抑制を図るなど、ごみの減量と資源化に努めます。

行政

 - 地球温暖化防止の啓発、省エネ行動や再生可能エネルギーの導入等の普及啓発及び支援に取り組みます。
 - ごみの減量と資源化の啓発を推進し、循環型社会の構築を目指します。
 - 家庭から排出される可燃ごみ・資源ごみの収集・運搬・処理、不法投棄対策を行います。

関連する個別計画

- 第2次焼津市環境基本計画（環境基本法）
- 焼津市役所地球温暖化防止実行計画【第5期計画】（地球温暖化対策の推進に関する法律）
- 一般廃棄物処理基本計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）